

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第76回）議事録

1 日時 令和6年11月11日（月）14：00～14：21

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、荒牧 知子、
江崎 浩、大橋 弘、高橋 利枝（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁（以上1名）

（3）総務省

＜総合通信基盤局＞

湯本 博信（総合通信基盤局長）

・電気通信事業部

大村 真一（電気通信事業部長）、

五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）、

平松 寛代（電気通信技術システム課番号企画室長）

（4）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）答申案件

「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和6年5月2日付け諮問第1238号】

開 会

○森川部会長　それでは、皆さん、こんにちは。ただいまから情報通信審議会第76回電気通信事業政策部会を開催いたします。いつもお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日もウェブ会議にて会議を開催しております。現時点で委員8名中6名の皆様方に御出席いただいております。定足数は満たしております。

オンラインでのウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後に御発言をお願いできればと思います。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議での傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、答申案件の1件となります。

(1) 答申案件

「ＩＰ網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和6年5月2日付け諮問第1238号】

○森川部会長　こちらは令和6年5月2日付諮問第1238号「ＩＰ網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方について」の審議となります。

それでは、相田主査及び電気通信番号政策委員会事務局からの御説明をお願いできますか。よろしくお願いいたします。

○相田主査　諮問第1238号「ＩＰ網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（案）に寄せられた御意見と、それらに対する考え方につきまして、電気通信番号政策委員会における検討結果を御報告させていただきます。

本件は、本年9月20日の本部会での御審議を踏まえ、9月21日から10月21日までの間、意見募集が行われました。その結果、法人から4件、個人から2件の意見の提出がございました。これらの意見につきまして、10月31日に電気通信番号政策委員会を開催し、委員会としての考え方を整理いたしました。その検討結果につきまして

は、資料７６－１－１にお示ししてございます。また、寄せられた御意見を踏まえまして、資料７６－１－２のとおり、最終答申（案）を一部修正いたしました。これらの詳細につきましては、電気通信番号政策委員会の事務局から御説明いただけるとのことでございますので、よろしくお願いいたします。

○平松番号企画室長　それでは、電気通信番号政策委員会の事務局をしております番号企画室の平松から、資料７６－１－１に基づきまして御説明申し上げます。

ただいま相田主査から御説明いただきましたとおり、「ＩＰ網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」の最終答申（案）につきまして、令和６年９月２１日から１０月２１日までパブリックコメントをさせていただきました。その結果、意見としては６件の方からこちらの意見をいただいております。案件は少ないので、一つ一つ御説明を簡単にさせていただければと思います。

それでは、御説明申し上げます。意見のグレーの部分が、意見を簡単にまとめさせていただきました概要となっておりますので、こちらを中心に御説明させていただきます。

まず、意見の１つ目、こちらはＮＴＴ東日本・西日本からの御意見でございます。「仮に欠格事由の対象となる事業者に電気通信番号を提供していたとしても、欠格事由に該当する犯罪に関与していない卸元電気通信事業者については、欠格事由の対象外であることを確認させていただきたい」という御質問でございます。

こちらについては、卸元事業者が欠格事由に該当しているわけではないので、そのような回答にさせていただいてございまして、「仮に欠格事由に該当する事業者に対して卸電気通信役務を提供していた場合であっても、それにより即座に卸元電気通信事業者自身が欠格事由に該当することはないと考えます」という案にさせていただいております。

また、意見の２つ目、こちらもＮＴＴ東日本・西日本からの御意見でございます。こちらについては、「卸先事業者へ番号の提供を行う際、電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認することについて賛同する」という御意見でございます。

こちらについては、賛同の御意見として承りたいと考えてございます。

続きまして、意見の３、こちらもＮＴＴ東日本・西日本からの御意見でございます。「卸元事業者においては、卸先の事業者が悪意を持っているか否かをあらかじめ確認することは困難であることから、制度として明確な基準を定め、統一的な対策を取る必要があると考える」という御意見でございます。

こちらは御指摘のとおりだと思ってございまして、考え方といたしましても、「御指摘のとおり、今後、総務省において明確な基準を定めることにより、統一的な対策となるよう検討を進める必要があると考えます」という案にさせていただいております。

続いて、意見の４、こちらでもＮＴＴ東日本・西日本からの御意見でございます。こちらでも卸電気通信役務を提供する際の相手先に、番号の提供数の制限をする部分についての御意見でございます。「卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供が６か月未満であったとしても、意欲のある善良な卸先事業者の事業拡大の妨げや、そのエンドユーザーの不利益とならないようにするため、法人契約である場合は例外としていただきたい。他方、闇バイトに参加した個人が、大量番号を利用した事例も確認されている中、一般に個人契約で大量の番号を利用することは想定されないため、個人契約については、事業実績によらず提供を行わないという対策も有効と考える」という御意見でございます。

今後、この番号提供数の制限についての例外については、総務省で検討していくという内容を最終答申（案）でも記載させていただいてございまして、このような御意見は、今後検討する上での一つの参考にすべきと考えてございますので、考え方といたしましても、「今後、総務省において、電気通信番号提供数の制限に関する例外の基準を具体化する上での一つの参考にすべきと考えます」とさせていただいております。

続きまして、意見の５、こちらでもＮＴＴ東日本・西日本からの御意見でございます。こちらについては、最終答申（案）の書きぶりについて修正をしていただきたいというような内容でございます。内容といたしましては、対象が卸先事業者であることを明確にするため、最終答申（案）の「そのような事業者が短期間で大量の電気通信番号を使用できないよう対策を行うことが適当であり、その方法として、事業実績を確認し、実績の少ない事業者に対して提供する番号数を必要最小限に限ることが有効と考えられる」という部分について、卸元、卸先をきちんと明記してほしいというような御意見でございます。

こちらについては、おっしゃっている内容はそのとおりですので、そのように修正をさせていただきたいと思っています。具体的な修正といたしましては、考え方の５行目の、「卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して」というように、卸元、卸先を明記するような修正をさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、意見の６つ目、こちらはＫＤＤＩからの御質問でございます。「義務づけを行うとされている事業者の取組や、事業者団体が中心となって検討する評価制度を参照した結果、電気通信番号や電気通信役務の卸提供を行わないこと、もしくは提供を制限することは、電気通信事業法６条の利用の公平、１２１条の提供義務などの既存法令違反に該当しないとの認識でよいか」という御質問でございます。

こちらについては、今回の義務づけとしている規律の話と、事業者団体が中心となって検討する評価制度、こちらはＪＵＳＡという転送電話事業を主に提供している事業者の方々が中心となって加盟している事業者団体でございますが、こちらが優良事業者制度というものを新たに事業者団体の自主的な取組としてやろうとしている話ですが、この２つが一緒に御質問されてございますので、考え方としては、これを分けて御説明差し上げたいと思っております。

まず、１点目の今回の制度の改正に関する規律の入れ方の話ですけれども、こちらについては、「今後、総務省において、事業者に取組の義務づけの内容の具体化を進めるに当たっては、電気通信事業法第６条の利用の公平や、第１２１条の提供義務などの既存法令との齟齬が生じないように制度設計がなされるべきと考えます」とさせていただいております。

続きまして、事業者の自主的な取組につきましては、なお書きのところですが、「ＪＵＳＡ等の事業者団体が中心となって検討する評価制度については、事業者が契約の相手方を選択する際の１つの判断材料として活用されるものであり、当該評価制度のみをもって電気通信役務の提供の拒否や制限をすることは想定されていないものと認識しています」というような回答にさせていただいているところでございます。

続いて、意見の７、楽天モバイルからの御意見でございます。「音声伝送携帯電話番号を使用した卸電気通信役務についても、相手方に電気通信番号使用計画の認定の確認を義務づけることは、事業者への過度な負担となるのではないかと懸念するものであり、実施する際には、当該負担の軽減策についても併せて検討していただきたい」という御意見でございます。

こちらについては、御指摘のとおり、本義務づけによる事業者の負担を考慮いたしまして、この答申案でも、その施行時期については一定の期間を設けるなど、配慮を検討することが適当である旨を記載させていただいてございまして、回答案でもそのように回答したいと思っております。

続いて、意見の８つ目、こちら楽天モバイルからの御意見でございまして、電気通信番号提供数の制限を設定する際には、一律に事業実績をベースとするのではなく、卸先事業者の事業継続性についても視点を当てる必要があると考えるという御意見でございます。

こちらについても、今後、総務省において、電気通信番号提供数の制限に関する例外の基準を具体化する上での一つの参考にすべきと考えたいと思っております。なお、基準の具体化に当たりましては、確認を行う事業者によって判断が異なるといったことが生じないように、ある程度外形的に判断可能な基準とすべきと考えますとさせていただきます。

続きまして、次のページは、個人の２名の方からいただいた御意見でございます。まず、意見の９でございます。欠格事由や端末の受渡し制限から詐欺の対策をしても、いたちごっこになるので、通信システム面からコントロールしたほうがよいと考えるという御意見でございまして、具体的には、話し手と受け手の間にＡＩを挟み、詐欺でよく使われる用語が出た際に、ＡＩが検知し、受け手に注意を促すといった仕組みですとか、その注意から、簡単に警察や消費者庁に通報できる仕組み、通話は自動録音、詐欺を行ったことがある端末はＡＩでブロックしてかけられない仕組みというような御提案をいただいております。

こちらについて、考え方といたしましては、「本最終答申（案）では、電気通信番号の犯罪利用への対策といたしまして、電気通信番号制度に着目して、同制度の見直しの方向について取りまとめを行ったものでございます。最終答申（案）の２７ページに記載しておりますとおり、今後も電気通信番号を用いた特殊詐欺を含む様々な犯罪利用の動向を注視しまして、必要に応じてさらなる対策を検討すべきとさせていただいております。その上で、この通信システムでの対策に関する御意見は、今後の参考とさせていただきたい」と考えてございます。

続きまして、最後、意見の１０でございます。こちらについても個人の方からの御意見でございます。「携帯電話番号については、固定電話番号などの使用されていない電話番号を割り振ればよいと思う、また、不正契約、不正利用がないよう、本人確認もマイナンバーカードを通して徹底すべきと思う」というような御意見をいただいております。

こちらについては、携帯電話番号の枯渇対策及び本人確認の在り方に関しまして、今

後の参考とさせていただきたいと考えてございます。

以上のパブリックコメントの結果から、資料７６－１－２の最終答申（案）でございますけれども、２０ページの部分の、先ほどＮＴＴ東日本・西日本から御意見ございました卸先、卸元という部分を明記した修正を最終的にさせていただければと思っております。

事務局からの御説明は以上でございます。

○森川部会長 相田主査、平松番号企画室長、ありがとうございました。

それでは、皆様方、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見あるいは御質問等ございましたら、チャットでお知らせいただけますでしょうか。いかがですか。お気づきの点等ございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。このパブリックコメントの考え方は、しっかりとされていると思います。皆様方からも特に意見、質問等がないようでしたら、定足数を満たしておりますので、ただいまいただいた御説明を了承し、資料７６－１－１の意見募集結果に対する当部会の考え方を公表することとともに、資料７６－１－２の最終答申（案）について、資料７６－１－４の答申書（案）のとおり答申することとしたいと思います。いかがでしょうか。御異議がある場合には、チャット等でお知らせいただけますか。よろしいですか。

（異議の申出なし）

○森川部会長 ありがとうございます。それでは、意見募集結果について了承するとともに、資料７６－１－４の答申書（案）のとおり答申することといたします。ありがとうございます。

○相田主査 ありがとうございます。

○森川部会長 それでは、相田主査、平松番号企画室長、ありがとうございました。

○平松番号企画室長 ありがとうございます。

○森川部会長 それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明をいただけるということです。お願いできますか。

○湯本総合通信基盤局長 総務省の総合通信基盤局長の湯本でございます。まず、森川部会長をはじめといたしまして、各委員の皆様方におかれましては、本日「ＩＰ網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」につきまして、最終答申をいただきましたことを、お礼を申し上げたいと思います。

言うまでもないことですが、電気通信番号を用いる電話サービスが、特殊詐欺等の犯罪に悪用される例が後を絶たず、深刻な状況が続いているところでございます。本最終答申において、このような背景を踏まえて、利用者が安心して電話サービスを利用できるよう、また、有限希少な電気通信番号が、適切かつ効率的に使用されるよう、電気通信番号制度の見直しについて重要な方向性をお示しいただきました。総務省といたしましては、本日いただきました最終答申に基づき、所要の制度整備を検討してまいりたいと考えているところでございます。

改めて、委員の皆様方の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも情報通信行政の推進に当たりまして、様々な面でのお力添えを賜りたく、お願いを申し上げます。

私からは以上でございます。本当にありがとうございました。

○森川部会長 ありがとうございます。

閉 会

○森川部会長 それでは、以上で本日の議題は終了となりますが、委員の皆様方から何かございますでしょうか。よろしいですか。事務局から何かございますか。

○片山総合通信管理室長 本日も御審議ありがとうございます。事務局からは特にございません。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡いただけるとのことでございます。

以上で閉会といたします。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。